

# 公立大学法人下関市立大学理事会規程

令和 2 年 1 月 27 日

規 程 第 1 号

改正 令和 3 年 3 月 31 日規程第 44 号  
令和 4 年 6 月 29 日規程第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人下関市立大学定款（平成 18 年 9 月 27 日制定。以下「定款」という。）第 15 条第 1 項に規定する理事会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第 2 条 理事会は、定款第 15 条第 2 項の規定により理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(議決事項)

第 3 条 理事会は、定款第 17 条に掲げる事項のほか、理事長が必要と認める事項を審議し決議する。

2 理事会は、理事会で必要と認める場合は、前項に定める事項のうち、法人の経営に係るものにあつては経営審議会に、教育研究に係るものにあつては教育研究審議会に、それぞれ意見を聴くことができるものとする。

(運営)

第 4 条 理事会は、定款第 16 条第 1 項の規定により、理事長が招集する。

2 理事会の会議を開催する暇がない等、理事長が必要と認める場合には、持ち回り審議することによって会議を開かずに審議することができる。

(議長)

第 5 条 理事会の会議の議長は、定款第 16 条第 3 項の規定により理事長をもって充てる。

2 議長に事故があるときは、副理事長がその職務を代行する。

(構成員以外の者の出席)

第 6 条 議長は、特に必要と認めるときは、理事会の構成員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べるすることができる。

(議事録)

第 7 条 議長は、理事会の議事について、議事録を作成しなければならない。

(諮問)

第 8 条 理事会は、定款第 17 条第 1 項第 3 号に掲げる事項について、必要に応じて定款第 18 条第 1 項に規定する法規委員会に諮問する。

2 理事会は、定款第17条第1項第4号に掲げる事項について、審議内容に応じて定款第18条第1項各号に規定する機関に諮問する。

3 諮問機関について必要な事項は、理事会が別に定める。

(庶務)

第9条 理事会の庶務は、経営企画部企画課において行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第8条第3項の諮問機関について必要な事項は、この規程の施行の前においても、現に役員（監事を除く。）である者で会議し定めることができる。この場合における会議の議事等については、この規程の例による。

3 前項の規定により定められた事項は、この規程の施行の日において第8条第3項の規定により理事会が定めた事項とみなす。

附 則（令和3年3月31日規程第44号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月29日規程第18号）

この規程は、令和4年7月1日から施行する。